

山梨県公報

号外第十九号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

企業局

- 山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程……………一
- 山梨県企業局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程……………二

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 中澤宏樹

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

(山梨県企業局組織規程の一部改正)

第一条 山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第九項中「室長」の下に「を置き、必要に応じ室長補佐」を加え、同条第十項中「室長」の下に「及び室長補佐」を加える。

別表第一の二新エネルギーシステム室の項中分掌事項の欄に次の一号を加える。

三 水素事業に関する共同事業体に関する事。

「朝穂堰浅尾発電所
重川発電所

別表第二山梨県営発電総合制御所の項中「朝穂堰浅尾発電所」を
「朝穂堰浅尾発電所
重川発電所
峡東水道第一発電所
峡東水道第二発電所
西山ダム発電所

所

電所に改める。

電所

(山梨県企業局財務規程の一部改正)

第二条 山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「地域は、甲府手形交換参加地域」を「区域は、全国の区域」に改める。

第四十六条第五項中「前条第一項第十号」を「前条第一項第九号」に、「同項第十号」を「同項第十号」に改める。

第七十一条第二項中「又は室長があらかじめ指定する者」を「及び室長補佐」に改める。

(山梨県企業局事務決裁規程の一部改正)

第三条 山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「課長補佐」を「課長補佐並びに同条第九項に規定する室長補佐(特定のグループ(組織規程第四条の三第一項に規定するグループをいう。)の処理する分掌事項について課長を補佐する課長補佐及び室長補佐を除く。)」に改める。

第十一条第一項中「又は室長があらかじめ指定する者」を削る。

別表第四電気課長の個別的専決事項の項第一号中「並びに」を「、」に改め、「運営」の下に「並びに水素事業に関する共同事業体」を加え、同項第二号中「並びに」を「、」に改め、「運営」の下に「並びに水素事業に関する共同事業体」を加える。

別表第四新エネルギーシステム推進室長の個別的専決事項の項第一号中「並びに」を「、」に改め、「運営」の下に「並びに水素事業に関する共同事業体」を加える。

「、」に改め、「運営」の下に「並びに水素事業に関する共同事業体」を加え、同項第二号中「並びに」を「、」に改め、「運営」の下に「並びに水素事業に関する共同事業体」を加える。

(山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程の一部改正)

第四条 山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び課長補佐」を「、課長補佐及び室長補佐」に改める。

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附則

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第五項」に改める。

第七条第二項中「特殊勤務命令簿」を「特殊勤務実績簿」に改める。

別表第三の二の8級の項中「117,500円」を「117,100円」に改める。

別表第五第一項中「発電」の下に「試験研究」を加える。

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 中 澤 宏 樹

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程

山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

年 月 日限り有効

山梨県公営企業管理者 氏 名 印

写
真

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番